会議結果 (書面開催)

会議名	令和4年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会			
会場	_			
日時	_			
委員構成	委員	村山 浩一郎	委員	福原 光次
	委員	橋田 栄一	委員	長沢 正行
	委員	安部 知彦	委員	藤村 恵美
	委員	中西 伸吾	委員	石川 智雄
	委員	桐田 典彰	委員	上四元 恵子
	委員	松岡泉	委員	末廣 由香里
	委員	萩原 洋子	委員	塩田 裕子
	委員	小徳 薫	委員	森 真奈美
	◆議題1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和3年度「公助」行動計画の取組結果及び令和4年度「公助」行動計画について			
合意事項 決定事項				

●総合的な意見

委員からの意見・質問	説明
域の見守り体制の再構築が必要だと思いました。また、町内各課の連携体制はできていると思いま	地域の見守り体制の再構築や専門的な機関との連携・協働を図っていくためには、「高齢者・障がい者・児童」の各福祉分野の枠を超えて、地域一丸となって取り組んで行く「地域福祉」という考え方が、これまで以上に重要となります。 そして、この地域福祉の考え方を具現化していくために、国が提唱している「重層的支援体制」の整備について、芦屋町地域福祉計画の策定の過程と合わせて、本委員会でもご意見を伺って参りたいと思います。

●個別の行動計画に対する意見

取組 番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
2	1 - (1)情報提供の充実	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通 じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービ スを周知します。	積極的な支援サービスの提供については、登録アプリの活用 による情報提供ができないでしょうか。	未就学児の保護者向けに町から情報発信できるアプリはないため、これまでどおり各施設を通じて主に紙媒体による情報提供を行います。また、必要に応じて町の広報紙やホームページ、SNSにより情報提供を行います。
4	1 - (1)情報提供の充実	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施をとおして、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 ◆生活困窮の相談を社会福祉協議会につなげたり、家族が遠隔地におり日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。	地域見守りについて、民生委員が欠員となっている地域が増 大しています。不在地域での連携要領を確保すべきではない	個々の事例によって対応が異なると考えられるため、統一的な要領等の作成は困難と考えますが、地域活動団体等との連携による対応事例を積み上げていくことで、対応の幅を拡げて参りたいと思います。
6	1-(2)相談支援体制の整備、充実	◆認知症地域支援推進員のフォローアップ研修に参加し、相談対応力の向上に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。	今後の課題について「ハードクレーマーへの対応について、 組織として対応できる体制」とありますが、具体的な説明が ほしいです。	

取組番号	施策の方向性	令和 3 年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
7	1- (2) 相談支援体制の設備、充実	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、介護支援専門 員の資質向上を図るための研修会を開催します。	利用者に対するリスクマネジメントで不安を抱えている介護 支援専門員がいます。リスクマネジメント研修も必要ではな いでしょうか。	利用者に対するリスクマネジメントとして、カスタマーハラスメントの防止等が考えられますが、職務上の各種ハラスメント対策については、労働施策総合推進法等において一義的には各事業主が対応すべきとされており、研修等も各事業所において、事業主等から介護支援専門員を含む従事者等に対し行われるべきものと認識しています。町としては、介護保険広域連合と連携しながら、各事業所等におけるハラスメント防止に向けた取り組みを支援するとともに、介護職員に対して、国が策定した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」等の周知を図ること等により、介護現場における各種ハラスメント対策に取り組んで参りたいと思います。
8	1- (2) 相談支援体制の整備、充実	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児 童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 ◆ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間 のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。	ひきこもり支援について、直接会って課題を抽出することはとても重要であると思いますが、会えない状況が続くのであれば、アプローチの方法を見直すことも必要ではないでしょうか。例えば、町内の子ども食堂では他者との交流を経験するために参加している人がいます。そのことを周囲が理解し、受け入れていました。ひきこもりの人を外に誘い出す施策があると良いのではないかと思います。	保健所圏域ごとに開催される「宗像・遠賀地域プラットフォーム」の中で、自立相談支援機関や保健環境事務所等の関係機関と情報共有や意見交換等を行い、ひきこもりの人を外に誘い出す効果的な施策について検討していきます。
11	1- (2) 相談支援体制の整備、充実	◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。	介護の専門職でも成年後見人制度の理解は不足していると思います。介護支援専門員や施設の相談員に対して研修等が必要ではないでしょうか。認知症等に関わる介護関係の方々にも理解を深めていただき、制度が必要な方々に情報提供できるようにすればさらに制度の周知が進むのではないかと思います。	相談体制整備の一環として、水巻町を除く郡内3町で中核機 関業務を共同委託している「一般社団法人北九州成年後見センターみると」による、介護・及び医療関係者に対する成年 後見制度勉強会を年1回開催しており、この取り組みを通じ て関係者への制度理解を進めて参ります。

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
16	2- (2) 要支援者などの情報の共有	ます。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉	運営推進会議について感染拡大などで会議ができないため、	面等) の選択は、各事業所が決定することとなります。町と
26	1 - (2)地域団体活動の促進	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」によりボランティア活動やボランティア団体の情報発信を継続して行います。 ◆掲示スペース等を設ける等、団体の活動が住民により周知されるよう努めます。 ◆「リーどぼらんてぃあキッズ」など青少年のボランティア活動を促進し、活動を通じた情報発信を図ります。 ◆ボランティアに参加をしたことがない住民向けに、ボランティアに興味を持ち、参加しやすいような取り組みを実施します。	ボランティア参加について、「参加しやすいような取り組 み」では計画と言えないのではないでしょうか。	ボランティア事業を検討・実施する際に、未経験者に対しボランティア活動への参加を促すためには、いきなり高いハードルを設定するのではなく、まずは初心者が興味を持ち気軽に参加できる講座などの事業 = 参加しやすいような取り組みから始めたいと考えています。 少しずつでもボランティア活動に携わる人たちを増やすことで、さまざまなボランティア活動の課題の一つである、人材確保に繋げられるよう努めていきます。

取組 番号	施策の方向性	令和 3 年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
		◆個別避難計画の策定に向け、福祉課と協議を継続していく とともに、個別避難計画のあり方についても協議していきま	要支援者対応について、積極的な出前講座で対応していただきたいです。	総務課とも連携し、出前講座等での周知を引き続き行なって 参ります。
30	2- (1) 要支援者などの情報の共有	す。 ◆6月の大雨洪水避難訓練時に区長会役員、訓練参加者とともに意見交換会を行います。	自主防災組織などからの支援要請はなかったようですが、どうすれば支援要請しようと思ってもらえるのか検討するべきではないでしょうか。何か考えがおありなら伺いたいです。	・個別避難計画の策定については、避難行動要支援者名簿の対象者と密接な関係があるものです。 国の避難行動要支援者名簿、個別避難計画の策定マニュアルを参考とし、現在、福祉課と避難行動要支援者名簿の対象者、作成方法等の見直しを協議しています。 その後、見直した内容をもとに個別計画作成について、区長会での説明や各区に出前講座の活用を含めて、積極的に働きかけていきたいと考えています。また、町の避難訓練時に各区には、要支援者への安否確認、避難支援など個別避難計画策定に向けた準備、各区への支援も並行して実施していきます。 ・町として、個別避難計画の策定の元となる避難行動要支援者名簿について、システム導入を含めた運用の変更を検討しています。導入を想定しているシステムとしては、避難行動要支援者の所在を地図上にマッピングする等、個別避難計画の作成が容易となるようなシステムを念頭に置いています。

取組番号	施策の方向性	令和 3 年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
31	2- (1) 要支援者などの情報の共有	◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、個人情報保護に関する研修会を開催します。	情報の取り扱いについて、取り扱いマニュアルの策定を検討 してもらいたいです。	各自主防災組織(自治区)において、避難行動要支援者名簿を管理される方、また、名簿を閲覧して日々の見守り等をされる方に対して個人情報を取り扱う際の注意点などをお伝えしており、その点を踏まえて、各自主防災祖組織で名簿を活用いただいているものと認識しています。統一的なマニュアルの作成は、各自主防災組織における独自の活用方法の検討を妨げる恐れもあることから、今後、各自主防災組織等にも意見を伺いながら検討を進めて参ります。
32	2- (2) 見守り活動の充実	◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。 ◆認知症の当事者の思いを発信する形で、認知症への理解や、認知症の人が必要とする支援の在り方を住民に啓発します。	適切な声かけができなければ助けることは難しいのではない でしょうか。必要以上の抑制は良くないが適切な声かけなど	講座の中でも、声かけの方法も含め、認知症の人と接するときの心構え等を啓発しています。今後、各種団体等に、積極的な講座の利用を働きかけ、多くの人に学んでいただく機会を広めたいと思います。 また、認知症の人だけでなく、外見からは分かりにくい困り
		◆希望自治区に対し、まちづくり計画策定支援を行います。	まちづくり計画の策定自治区がないとのことですが、希望自 治区がないのであれば、希望する自治区が現れるような働き かけが必要ではないかと思います。もしくは、まちづくり計 画の策定支援という方法自体を見直す必要があるのではない でしょうか。災害、生涯学習、福祉、環境住宅などの各テー マ・部署が連携して地域に働きかけていく体制づくりが必要 ではないかと思います。	まちづくり計画策定支援は、職員が町民による自主的な地域づくりのサポートをすることを目的として平成26年度に開始した自治区担当職員制度の中で、自治区の行事支援とともに実施しているものです。しかし、任意の地縁団体である自治区が画一的に計画策定をすることの負担や、従来の活動で問題なく計画策定の必要はないと感じている区もあったことから自治区長から制度見直しについて意見が上がり、令和元年度から計画策定については希望する自治区のみの実施となりました。令和2、3年度はコロナ禍ということもあり行事支援が全く行われなかったので、令和5年度まで現行の内容で制度を検証し、それ以降の自治区担当職員制度について検討していく予定です。

取組 番号	施策の方向性	令和 3 年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
38	3-(2)地域防災体制の確立	◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施 します。	福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練に、協定を締結した事業者も同席し、イメージの共有につなげることも良いのではないかと思いました。	・協定を締結した事業所にも協力していただき、実際に災害が発生して福祉避難所を開設することになった事例を想定し、模擬訓練(ロールプレイング方式)の実施も検討していきます。 ・実際に災害が発生した場合に備えて、協定締結先とイメージの共有を図ることは非常に有意義であると思われますので、今後、合同での訓練参加等に向けて、協定締結先と協議を行なって参ります。
				実地で訓練を実施する場合には、協定締結先に多大な負担をかけることが想定されるため、まずは図上訓練によりイメージの共有を図って参りたいと思います。